

知多北部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(平成11年6月1日 条例第6号)

改正 平成28年2月26日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、東海市の職員の例による。

附 則

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。